

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 8
- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 8
- 大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則…………… 20
- 大阪市港区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 22
- 大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 22
- 大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 23
- 大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 23
- 大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 25
- 大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 25
- 大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 26
- 大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 26
- 大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 27
- 大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 29
- 大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 30
- 大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 30
- 大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 30
- 大阪市こども相談センター規則の一部を改正する規則…………… 31
- 大阪市保健所規則の一部を改正する規則…………… 31
- 大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 31
- 大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 33
- 大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 33

告示

- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の施行期日…………… 34
- 平成19年大阪市告示第367号（局長等の職務を行う職員）の一部改正…………… 34

○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指 定	35
○大阪府市 I R 事業者選定委員会を大阪府と共同設置した旨及び規約の告 示	36
○一般競争入札の執行（住民基本台帳ネットワークシステムサー バ機器一式の借入れ）	38
○一般競争入札の執行（市営住宅管理システム端末機器等一式の 借入れ）	41
○一般競争入札の執行（学校教育 I C T 活用事業校内 LAN 用ネット ワークスイッチ等機器一式の借入れ）	44
○一般競争入札の執行（学校給食用焼き物機（カート付）の買入 れ）	48
○一般競争入札の執行（期日前投票システム用端末の買入れ）	51
○東部大阪都市計画都市高速鉄道（223-2号大阪モノレール）及 び東部大阪都市計画道路（9・7・223-1号大阪モノレール専 用道）の変更に係る図書の写しの縦覧	53
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消し	54
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し	54
○介護保険法に基づく第一号事業を行う指定事業者の指定の取消 し	55
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	55
○放置自動車の処理	56
○扇町駅・天満駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	57
○落札者等の公示	58
○落札者等の公示	58
○大阪市立北区民センターの供用時間の変更の承認	59
○大阪市立大正区民ホールの供用時間の変更の承認	59
○大阪市立旭区民センターの供用時間の変更の承認	60
○大阪市立城東区民センターの供用時間の変更の承認	60
○大阪市立鶴見区民センターの供用時間の変更の承認	60
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立生野区民センター）	61
○使用料の徴収及び収納事務委託（大阪市立平野区民センター及 び大阪市立平野区民ホール）	61
○大阪市火災予防条例に基づく指定催しの指定	61
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	62

○一般競争入札の執行（平成31年度庁内情報ネットワーク端末機器等一式の借入れ）	62
○市長選挙の選挙長及び選挙長職務代理者等	66
○選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数	67
○市長選挙の選挙長の事務を行う場所等	68
○市長選挙の候補者の届出	68
公 告	
○一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売払い等）	69
達	
○大阪市事務専決規程の一部改正	73
○北区役所課長等専決規程等の一部改正	73
○都島区役所課長等専決規程の一部改正	75
○此花区役所課長等専決規程の一部改正	76
○大正区役所課長等専決規程の一部改正	76
○西淀川区役所課長等専決規程の一部改正	77
○東淀川区役所課長等専決規程の一部改正	78
○東成区役所課長等専決規程の一部改正	79
○生野区役所課長等専決規程の一部改正	79
○旭区役所課長等専決規程の一部改正	80
○城東区役所課長等専決規程の一部改正	81
○阿倍野区役所課長等専決規程の一部改正	81
○住之江区役所課長等専決規程の一部改正	82
○住吉区役所課長等専決規程の一部改正	83
○平野区役所課長等専決規程の一部改正	84

公布された規則のあらまし

◇大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。
(平成31年大阪市規則第11号 人事室人事課)

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、局等の内部組織及び事務分掌を改めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、職の新設及び廃止について定めることにしました。
- 3 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。
(平成31年大阪市規則第12号 人事室人事課)

◇大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

- 1 各区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。
- 2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。
(平成31年大阪市規則第13号)

◇大阪市港区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 政策推進担当課長を公民連携担当課長に名称変更することにしました。
- 2 港区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。
- 3 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。
(平成31年大阪市規則第14号 港区役所総務課)

◇大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 地域課を政策推進課に名称変更することにしました。
- 2 総務課の事務分掌の一部を政策推進課に移すことにしました。
- 3 政策プロモーション担当課長を廃止するとともに、地域担当課長を置くことにしました。
- 4 大正区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。
- 5 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。
(平成31年大阪市規則第15号 大正区役所総務課)

◇大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 企画課を廃止し、企画課の事務分掌を総務課に移すことにしました。
- 2 企画担当課長を置くことにしました。
- 3 西淀川区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。
- 4 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。
(平成31年大阪市規則第16号 西淀川区役所総務課)

◇大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 地域課を置き、保健福祉課の事務分掌の一部を地域課へ移すことにしました。
- 2 地域課長を置き、企画調整担当課長及び安全安心企画担当課長を地域課へ

移管するとともに、地域協働まちづくり担当課長を廃止することになりました。

3 東淀川区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。

4 この規則は、平成31年4月1日から施行することになりました。

(平成31年大阪市規則第17号 東淀川区役所総務課)

◇大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

1 総務課、市民協働課及び窓口サービス課の事務分掌の一部を変更することになりました。

2 東成区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。

3 この規則は、平成31年4月1日から施行することになりました。

(平成31年大阪市規則第18号 東成区役所総務課)

◇大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

1 総務課を企画総務課に名称変更することになりました。

2 保険年金担当課長を廃止するとともに、防災安全担当課長を置くことにしました。

3 職制改正に伴い、規定を整備することになりました。

4 その他必要な規定を整備することになりました。

5 旭区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。

6 この規則は、平成31年4月1日から施行することになりました。

(平成31年大阪市規則第19号 旭区役所企画総務課)

◇大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

1 総合企画課を市民協働課に名称変更することになりました。

2 市民の各種相談、広聴に関する事務分掌を総務課へ移すことにしました。

3 地域・街づくり担当課長を廃止し、教育支援担当課長を置くことにしました。

4 阿倍野区役所の事務分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。

5 この規則は、平成31年4月1日から施行することになりました。

(平成31年大阪市規則第20号 阿倍野区役所総務課)

◇大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

1 まちづくり協働課の名称を安全安心まちづくり課に変更することになりました。

2 窓口サービス課の名称を住民情報課に変更し、保険年金課を置くことにしました。

3 まちづくり推進担当課長及び子育て支援担当課長を置くとともに、保険年金担当課長及び生活支援調整担当課長を廃止することになりました。

4 政策推進課及び安全安心まちづくり課の事務分掌の一部を変更することになりました。

5 平野区役所の事業分掌に年金生活者支援給付金に関する事務を加えることにしました。

6 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第21号 平野区役所総務課)

◇大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

1 職制改正に伴い、事業所の組織及び事務分掌を改めることにしました。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第22号 人事室人事課)

◇大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

1 船場法人市税事務所調査担当課長の廃止について定めることにしました。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第23号 人事室人事課)

◇大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センター所長を補助する職から地域協働まちづくり担当課長及び安全安心企画担当課長を除くことにしました。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第24号 東淀川区役所総務課)

◇大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センター長を補佐する職に地域福祉推進担当課長を置くことにしました。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第25号 生野区役所企画総務課)

◇大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

1 保健福祉センター所長を補助する職に、子育て支援担当課長を置くとともに、生活支援調整担当課長を廃止することにしました。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第26号 平野区役所総務課)

◇大阪市子ども相談センター規則の一部を改正する規則

1 調整担当課長の新設について定めることにしました。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第27号 人事室人事課)

◇大阪市保健所規則の一部を改正する規則

1 生活衛生監視事務所長が専決することができる事務の範囲を改めることにしました。

2 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第28号 人事室人事課)

◇大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

1 職制改正に伴い、局の内部組織及び事務分掌を改めることにしました。

2 職制改正に伴い、職の新設及び廃止について定めることにしました。

3 この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

(平成31年大阪市規則第29号 人事室人事課)

◇大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 事業戦略担当課長を総合調整担当課長に名称変更することになりました。
- 2 この規則は、平成31年4月1日から施行することになりました。

(平成31年大阪市規則第29号の2 此花区役所企画総務課)

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 ドルフィン第14号、第15号、第16号及び第28号を廃止することになりました。
- 2 この規則は、公布の日から施行することになりました。

(平成31年大阪市規則第69号 港湾局計画整備部海務課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

大阪市港区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市子ども相談センター規則の一部を改正する規則

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛



大阪市規則第11号

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1副首都推進局の項中

「

総務担当部長	2	名
副首都企画推進担当部長	2	

」

を

「

総務・企画担当部長	2	名
-----------	---	---

」

に改め、同表ICT戦略室の項中「活用推進担当部長」を「基盤担当部長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)



大阪市規則第12号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項経済戦略局の項中博物館運営企画室の項を削り、同条第1項契約管財局の項中契約部の項の次に次のように加える。

不正入札監察室

第1条第1項都市整備局企画部の項中

「住環境整備課

区画整理課 」

を

「ファシリティマネジメント課

公共建築課

施設整備課 」

に改め、同項の次に次のように加える。

市街地整備部
区画整理課
連携事業課
住環境整備課

第1条第1項都市整備局の項中公共建築部の項を削り、同条第1項建設局総務部の項中「路政課」を「管理課」に改め、同条第1項建設局企画部の項中

「企画課」

を

「企画課
河川課」

に改め、同条第1項建設局下水道河川部の項中「下水道河川部」を「下水道部」に改め、水環境課の項及び河川課の項を削り、同条第1項中建設局の項に次のように加える。

臨海地域事業推進本部

第2条第1項中「室長」を「室長、本部に本部長」に改め、同条第7項中「又は室」を「、室又は本部」に改め、同条中第28項を第29項とし、第16項から第27項までを1項ずつ繰り下げ、同条第15項中「会計室」を「会計室、本部」に改め、「、博物館運営企画室」を削り、「及び」を「、不正入札監察室及び」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「局」を「局、本部」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 都市整備局に公共建築室長を置く。

第3条第1項中「除く。）」を「除く。）、本部長」に、「副理事」を「公共建築室長、副理事」に改める。

第4条第1項中「、室長」を「、室長、本部長」に、「副理事」を「公共建築室長、副理事」に改める。

第5条中第19項を第20項とし、第12項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 公共建築室長は、市設建築物（都市整備局住宅部所管事業に係る建築物を除く。）の建設、改修及び保守に関する事務を所管する。

第6条第2項中「、博物館運営企画室長」を削り、「営業推進室長」を「不正入札監察室長、営業推進室長」に、「及び保健医療企画室長」を「、保健医療企画室長及び公共建築室長」に改める。

第8条中企画部の項に次の2号を加える。

- (3) 地方自治制度に係る企画及び立案並びに推進に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (4) 公共団体等との連絡及び協力に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

第10条企画総務部総務課の項第2号中「公立大学法人大阪市立大学」を「公

立大学法人大阪」に改め、同条企画総務部企画課の項中第2号を削り、同条文化部文化課の項に次の1号を加える。

(5) 地方独立行政法人大阪市博物館機構に関すること

第10条中博物館運営企画室の項を削り、同条産業振興部産業振興課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「独立行政法人大阪産業技術研究所」を「地方独立行政法人大阪産業技術研究所」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中小企業対策審議会に関すること

第11条行政部総務課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第14条契約部契約制度課の項第3号中「部」を「部、室」に改め、同条中契約部の項の次に次のように加える。

不正入札監察室

(1) 入札その他契約に係る不正事案の調査及び防止に関すること

第15条計画部都市計画課の項中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) まちづくり支援施策の企画、推進及び連絡調整に関すること

(11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく施策の企画に関すること

第15条開発調整部開発誘導課の項中第4号を削り、同項第5号中「企画及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とする。

第20条企画部住宅政策課の項中第2号から第4号までを削り、第1号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 建築物等を活かした都市及び地域の魅力創出に関すること

第20条企画部の項中住宅政策課の項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 建築分野における技術的事項の総括に関すること

(2) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること

第20条企画部の項中住環境整備課の項及び区画整理課の項を削り、同条中企画部の項に次のように加える。

ファシリティマネジメント課

(1) 市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。）のファシリティマネジメントに関すること

(2) 市設建築物の維持管理に係る技術的指導に関すること

(3) 市設建築物の設備に係るエネルギーの使用の合理化及び電気設備に係る技術的管理の総括に関すること

公共建築課

(1) 市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。）の建設に関すること

(2) 市設建築物の建設に係る技術的指導並びに建築技術に関する情報の収集及び管理に関すること

施設整備課

- (1) 市設建築物（住宅部所管事業に係る建築物を除く。）の改修及び保守に関すること

第20条中企画部の項の次に次のように加える。

市街地整備部

区画整理課

- (1) 土地区画整理事業の総括に関すること
- (2) 土地区画整理事業に伴う測量に関すること
- (3) 土地区画整理事業に伴う地上物件の調査及び査定並びに移転のための土地及び仮収容建物に関すること
- (4) 土地区画整理事業に伴う処分及び補償の審査並びに不服申立ての処理に関すること
- (5) 土地区画整理事業に伴う登記、清算及び移転に関すること。ただし、他の課及び土地区画整理事務所の所管に属するものを除く。
- (6) 個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に係る土地区画整理事業の認可に関すること
- (7) 特命による土地区画整理事業に伴う施設の管理に関すること
- (8) 他の課の主管に属しないこと

連携事業課

- (1) 拠点地域等における土地区画整理事業の実施の推進に関すること
- (2) 個人施行に係る土地区画整理事業の実施に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (3) 個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に係る土地区画整理事業の実施の促進、助成、指導及び監督に関すること
- (4) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に伴う公共施設の整備に関すること
- (5) 特命による土地区画整理事業に伴う施設の整備に関すること

住環境整備課

- (1) 密集市街地等の住環境整備及び住宅地区改良並びに狭あい道路の整備に関すること
- (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災街区整備事業の施行の認可及び監督に関すること
- (3) 民間老朽住宅建替支援事業に関すること
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導及び耐震改修計画の認定並びに建築物の耐震化に係る助成に関すること
- (5) 個人施行及び組合施行に係る市街地再開発事業の実施の促進、助成、指導、認可及び監督に関すること
- (6) 市街地再開発事業に伴う施設建築物の分譲及び管理に関すること

第20条中公共建築部の項を削る。

第21条総務部路政課の項中「路政課」を「管理課」に改め、第3号

を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公園及び緑地における占有等の許可に関する事

第21条総務部管財課の項中第5号を削り、同条企画部企画課の項の次に次のように加える。

河川課

- (1) 河川事業の調査、計画及び進行管理に関する事
- (2) 河川及び運河の設計及び維持管理に関する事
- (3) 河川管理の連絡統制に関する事
- (4) 公有水面の埋立てに関する事

第21条企画部工務課の項中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 土木分野における技術的事項の総括に関する事

第21条中下水道河川部の項を次のように改める。

下水道部

調整課

- (1) 下水道事業の計画、進行管理及び連絡調整に関する事
- (2) 水環境改善及び水環境技術に係る連絡調整に関する事
- (3) 下水道事業の調査及び技術研究に関する事
- (4) 下水道用地の管理に関する事
- (5) 他の課の主管に属しない事

下水道課

- (1) 下水道施設の設計、工事の施行及び維持管理に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。

設備課

- (1) 下水道施設の電気機械設備の設計に係る連絡調整に関する事

施設管理課

- (1) 下水道施設の管理運営の計画及び連絡調整に関する事
- (2) 下水管渠きよに係る施設、工作物等の設置の許可に関する事
- (3) 下水道施設の電気機械設備の維持管理に係る連絡調整に関する事
- (4) 水質管理の総括に関する事
- (5) 工場排水等に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関する事

第21条に次のように加える。

臨海地域事業推進本部

- (1) 臨海地域事業の連絡調整及び工事の施行（他の所管に属するものを除く。）に関する事
- (2) 淀川左岸線2期建設事務所及び臨港方面管理事務所に関する事

別表第1健康局の項中

「

理事	1	局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整
----	---	------------------------

		に関すること
理事	1	市民病院機構の支援並びに医療政策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること

を

「

理事	1	市民病院機構及び大阪健康安全基盤研究所の支援並びに医療政策に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
----	---	---

」

に改める。

別表第2危機管理室の項中

「

防災計画担当部長	1
----------	---

」

を

「

防災業務改善担当部長	1
防災計画担当部長	1

」

に改め、同表経済戦略局の項中

「

企業支援担当部長	1
----------	---

」

を

「

経済対策担当部長	1
----------	---

」

に改め、同表財政局の項中

「

税財政企画担当部長	1
-----------	---

」

を

「

税財政企画担当部長	1
税務情報担当部長	1

」

に改め、同表中都市整備局の項を次のように改める。

都市整備局	ファシリティマネジメント担当部長	1
	事業推進担当部長	1
	住宅管理担当部長	1

別表第2建設局の項中

「

管財担当部長	1
--------	---

」

を

「

管財担当部長	1
都心活性化担当部長	1

」

に、

「

街路担当部長	1
水環境担当部長	1

」

を

「

街路担当部長	1
--------	---

」

に改め、同表中

「

港湾局	港湾再編担当部長	1
	開発調整担当部長	1
	防災・施設担当部長	1

」

を

「

建設局臨海地域事業推進本部	臨海地域事業調整担当部長	1
港湾局	港湾再編担当部長	1
	開発調整担当部長	1
	防災・施設担当部長	1

」

に改める。

別表第3政策企画室秘書部の項中

「

秘書担当課長	1	名
連絡調整担当課長	1	

」

を

「

秘書担当課長	1	名
--------	---	---

」

に改め、同表危機管理室の項中

「

自主防災企画担当課長	1
------------	---

」

を

「

防災システム担当課長	1
自主防災企画担当課長	1

」

に改め、同表経済戦略局文化部の項中

「

こども本の森整備担当課長	1
--------------	---

」

を

「

こども本の森整備担当課長	1
博物館支援担当課長	1
大阪中之島美術館整備担当課長	1

」

に改め、同表中経済戦略局博物館運営企画室の項を削り、同表経済戦略局国際博覧会推進室の項中「2」を「1」に改め、同表経済戦略局産業振興部の項中

「

プレミアム付商品券事業担当課長	1
金融担当課長	1

を

「

プレミアム付商品券事業担当課長	2
-----------------	---

に改め、同表総務局監察部の項中

「

内部統制担当課長	1
----------	---

を

「

内部統制推進担当課長	1
内部統制評価担当課長	1

に改め、同表市民局の項中

「

区政支援室業務調整担当課長	1
区政支援室地域政策担当課長	1
区政支援室地域支援担当課長	1
区政支援室連携促進担当課長	1

を

「

区政支援室企画連携担当課長	1
区政支援室地域支援担当課長	1

に改め、同表財政局税務部の項中

「

税務不服審査担当課長	1
------------	---

を

「

税務不服審査担当課長	1
税務情報担当課長	2

に改め、同表中

「

契約管財局管財部	財産活用担当課長	1
----------	----------	---

」

を

「

契約管財局不正入札監察室	不正入札監察担当課長	1
契約管財局管財部	財産活用担当課長	1

」

に改め、同表都市計画局計画部の項中

「

都市景観担当課長	1
----------	---

」

を

「

都市景観担当課長	1
エリアマネジメント支援担当課長	1

」

に改め、同表都市計画局開発調整部の項中

「

地域開発担当課長	1
デザイン施策担当課長	1
エリアマネジメント支援担当課長	1

」

を

「

地域開発担当課長	1
----------	---

」

に改め、同表健康局健康推進部の項中

「

在宅医療担当課長	1
----------	---

」

を

「

在宅医療担当課長	1
受動喫煙防止対策担当課長	1

」

に改め、同表中

「

都市整備局企画部	防災・耐震化計画担当課長	1
	民間住宅助成担当課長	1
	住宅地区改良担当課長	1
	まちなみ環境担当課長	1
	市街地再開発担当課長	1
	審査担当課長	1
	測量担当課長	1
	拠点開発事業担当課長	1
	清算担当課長	1

」

を

「

都市整備局企画部	まちなみ環境担当課長	1
	民間住宅助成担当課長	1
	エネルギー管理担当課長	1
	大阪中之島美術館建設担当課長	1
	工事担当課長	1
	設備担当課長	1
	施設改修担当課長	1
	設備改修担当課長	1
	設備保全担当課長	1
都市整備局市街地整備部	審査担当課長	1
	測量担当課長	1
	清算担当課長	1
	防災・耐震化計画担当課長	1
	住宅地区改良担当課長	1
	市街地再開発担当課長	1

」

に改め、同表中都市整備局公共建築部の項を削り、同表建設局総務部の項中「管理適正化担当課長」を「適正化担当課長」に改め、同表建設局企画部の項中

「

計画調整担当課長	1
----------	---

」

を

「

計画調整担当課長	1
道路空間再編担当課長	1
拠点公園活性化担当課長	1

」

に改め、同表建設局下水道河川部の項中「下水道河川部」を「下水道部」に、

「

下水道事業改革担当課長	1
事業計画担当課長	1

」

を

「

事業計画担当課長	1
水環境担当課長	1
下水道管理担当課長	1

」

に改め、同表中

「

建設局公園緑化部	公園緑化事業改革担当課長	1
	改革担当課長	1
	協働担当課長	1

」

を

「

建設局公園緑化部	企画運営担当課長	1
	公園緑化事業改革担当課長	1
	動物園改革担当課長	1
建設局臨海地域事業推進本部	臨海地域事業調整担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第13号

大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(大阪市北区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 大阪市北区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第139号)の一部を次のように改正する。

第3条保険年金課の項第3号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市都島区役所事務分掌規則の一部改正)

第2条 大阪市都島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第140号)の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市福島区役所事務分掌規則の一部改正)

第3条 大阪市福島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第141号)の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市此花区役所事務分掌規則の一部改正)

第4条 大阪市此花区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第142号)の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市中央区役所事務分掌規則の一部改正)

第5条 大阪市中央区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第143号)の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市西区役所事務分掌規則の一部改正)

第6条 大阪市西区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第144号)の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部改正)

第7条 大阪市天王寺区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第147号)の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障

害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部改正)

第8条 大阪市浪速区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第148号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第9条 大阪市淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第150号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市生野区役所事務分掌規則の一部改正)

第10条 大阪市生野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第153号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市城東区役所事務分掌規則の一部改正)

第11条 大阪市城東区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第155号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部改正)

第12条 大阪市鶴見区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第156号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部改正)

第13条 大阪市住之江区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第14条 大阪市住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

第3条保険年金課の項第3号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第15条 大阪市東住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障

害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

(大阪市西成区役所事務分掌規則の一部改正)

第16条 大阪市西成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第162号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第14号

大阪市港区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市港区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

別表中「政策推進担当課長」を「公民連携担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第15号

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第146号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地 域 課」を「政策推進課」に改める。

第3条総務課の項中第4号を削り、同項第5号中「広報及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号中「その他区内における事務事業の総合調整」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条地域課の項中「地 域 課」を「政策推進課」に改め、第10号を第13号とし、第1号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 区行政に係る事項の調査及び企画に関すること
- (2) 広報に関すること
- (3) 区内における事務事業の総合調整に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

別表中「政策プロモーション担当課長」を「地域担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第16号

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第149号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企 画 課」を削る。

第3条総務課の項中第8号を第11号とし、第4号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 区行政に係る事項の調査及び企画に関すること
- (5) 広報及び市民の各種相談その他広聴に関すること
- (6) 事業所及び出先行政機関との連絡調整その他区内における事務事業の総合調整に関すること

第3条中企画課の項を削り、同条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

別表中

「学校教育支援担当課長」

を

「企画担当課長

学校教育支援担当課長」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第17号

大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第151号)の一部を次のように改正する。

「総 務 課

第1条中「総 務 課」を 〃 に改める。

地 域 課

第3条中総務課の項の次に次のように加える。

地 域 課

- (1) 地域の振興に関する事
- (2) 地縁による団体の認可等に関する事
- (3) 財産区に関する事
- (4) 統計調査に関する事
- (5) 区内の市民公益活動の推進に関する事
- (6) 区役所附設会館、地域集会施設その他の地域福祉施設（他の所管に属するものを除く。）に関する事
- (7) 区内の人権施策の推進に関する事
- (8) 区内のまちづくりに関する調査及び企画に関する事
- (9) 地域の防犯対策及び安全対策に関する事
- (10) 空家等に関する対策に関する事（区長が定めるものに限る。）
- (11) 防災及び災害救助に関する事
- (12) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改め、同条保健福祉課の項中第2号から第13号までを削り、第14号を第2号とする。

別表中

「

保険年金担当課長	1
地域協働まちづくり担当課長	1
企画調整担当課長	1
安全安心企画担当課長	1

」

を

「

企画調整担当課長	1
安全安心企画担当課長	1
保険年金担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第18号

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項第6号中「空家等に関する対策」を「住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化」に改め、同条市民協働課の項中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 空家等に関する対策に関すること（区長が定めるものに限る。）

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第19号

大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市旭区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第154号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務課」を「企画総務課」に改める。

第2条中「総務課」を「企画総務課」に改める。

第3条総務課の項中「総務課」を「企画総務課」に改め、第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号から第14号までを削り、第15号を第11号とし、同条市民協働課の項中第6号を第10号とし、第5号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 水難救護法による事務に関すること

第3条市民協働課の項中第4号の次に次の3号を加える。

(5) 空家等に関する対策に関すること（区長が定めるものに限る。）

(6) 防災及び災害救助に関すること

(7) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること

第3条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

別表中「保険年金担当課長」を「防災安全担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第20号

大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市阿倍野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第157号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総合企画課」を「市民協働課」に改める。

第3条総務課の項第5号中「広報」を「広報及び市民の各種相談その他広聴」に改め、同条総合企画課の項中「総合企画課」を「市民協働課」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条窓口サービス課の項第9号中「及び特別障害給付金」を「、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金」に改める。

別表中「地域・街づくり担当課長」を「教育支援担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第21号

大阪市平野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市平野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第161号)の一部を次のように改正する。

第1条中

「まちづくり協働課
窓口サービス課」

を

「安全安心まちづくり課
住民情報課
保険年金課」

に改める。

第3条政策推進課の項第1号及び第3号中「こと」を「こと。ただし、他の課の所管に属するものを除く。」に改め、同条まちづくり協働課の項中「まちづくり協働課」を「安全安心まちづくり課」に改め、同項中第10号を第12号とし、第1号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 区行政に係る事項の調査及び企画に関すること(区長が定めるものに限る。)

(2) 区内における事務事業の総合調整に関する事（区長が定めるものに限る。）

第3条窓口サービス課の項中「窓口サービス課」を「住民情報課」に改め、同項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

保険年金課

- (1) 国民健康保険に関する事
- (2) 後期高齢者医療に関する事
- (3) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関する事

別表中

「保険年金担当課長」

を

「まちづくり推進担当課長

子育て支援担当課長」

に改め、「生活支援調整担当課長」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

大阪市規則第22号

大阪市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同項に次の2号を加える。

- (3) 建設局淀川左岸線2期建設事務所 設計課及び建設課
- (4) 建設局臨港方面管理事務所 管理課

第6条中長谷川羽曳野学園の項及び都市整備局生野南部事務所の項を削り、三国東土地区画整理事務所の項の次に次のように加える。

都市整備局生野南部事務所

- (1) 生野区南部地区における住環境の整備に関する事業（以下この項において「事業」という。）の実施に伴う連絡調整に関する事
 - (2) 事業の対象者の公的住宅、店舗及び作業所への入所並びに公的助成の相談及びあつせんに関する事
 - (3) 事業地区内の土地及び建築物の調査に関する事
 - (4) 事業用地の取得及び利用の計画並びに管理に関する事
 - (5) 事業地区内における公共・公益施設の整備に係る連絡調整に関する事
- 第6条中建設局淀川左岸線2期建設事務所の項及び建設局臨港方面管理事務所

所の項を削り、第6条に次のように加える。

建設局淀川左岸線2期建設事務所

設 計 課

- (1) 淀川左岸線2期事業及び当該事業に関連する都市計画街路事業の調査及び計画に関する事
- (2) 淀川左岸線2期事業及び当該事業に関連する都市計画街路事業に係る用地及び設計に関する事

建 設 課

- (1) 淀川左岸線2期事業及び当該事業に関連する都市計画街路事業に係る工事の施行に関する事

建設局臨港方面管理事務所

管 理 課

- (1) 港湾局が所管する道路、橋梁及び緑地（別に定めるものに限る。）の工事の施行、維持修繕及び管理に関する事

別表第1こども青少年局子育て支援部の項中

「

大阪市立長谷川羽曳野学園	園長
大阪市立阿武山学園	園長

」

を

「

大阪市立阿武山学園	園長
-----------	----

」

に改め、同表中

「

都市整備局企画部	大阪市都市整備局生野南部事務所 大阪市淡路土地区画整理事務所 大阪市三国東土地区画整理事務所	所長 所長 所長
----------	--	----------------

」

を

「

都市整備局市街地整備部	大阪市淡路土地区画整理事務所 大阪市三国東土地区画整理事務所 大阪市都市整備局生野南部事務所	所長 所長 所長
-------------	--	----------------

」

に改め、同表建設局の項中

「

大阪市建設局淀川左岸線2期建設事務所	所長
大阪市建設局東部方面管理事務所	所長
大阪市建設局西部方面管理事務所	所長

大阪市建設局南部方面管理事務所	所長
大阪市建設局北部方面管理事務所	所長
大阪市建設局臨港方面管理事務所	所長

」

を

「

大阪市建設局東部方面管理事務所	所長
大阪市建設局西部方面管理事務所	所長
大阪市建設局南部方面管理事務所	所長
大阪市建設局北部方面管理事務所	所長

」

に改め、同表建設局下水道河川部水環境課の項中「下水道河川部水環境課」を「下水道部施設管理課」に改め、同表中

「

建設局公園緑化部	大阪市天王寺動物公園事務所	所長
----------	---------------	----

」

を

「

建設局公園緑化部	大阪市天王寺動物公園事務所	所長
建設局臨海地域事業推進本部	大阪市建設局淀川左岸線2期建設事務所 大阪市建設局臨港方面管理事務所	所長 所長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)



大阪市規則第23号

大阪市市税事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市税事務所事務分掌規則(平成19年大阪市規則第182号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「及びあべの市税事務所」を「、あべの市税事務所及び船場法人市税事務所」に改め、船場法人市税事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)



大阪市規則第24号

大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する
規則

大阪市東淀川区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第180号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「地域協働まちづくり担当課長、安全安心企画担当課長、」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 27揭示済）



大阪市規則第25号

大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規
則

大阪市生野区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第182号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「生活支援担当課長」を「地域福祉推進担当課長、生活支援担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 27揭示済）



大阪市規則第26号

大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規
則

大阪市平野区保健福祉センター事務分掌規則（平成24年大阪市規則第190号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「地域保健担当課長、生活支援調整担当課長」を「子育て支援担当課長、地域保健担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 27揭示済）



大阪市規則第27号

大阪市こども相談センター規則の一部を改正する規則

大阪市こども相談センター規則（昭和31年大阪市規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表大阪市こども相談センターの項中

「

運営担当課長	1 名
--------	-----

」

を

「

運営担当課長	1 名
調整担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 27揭示済）

大阪市規則第28号

大阪市保健所規則の一部を改正する規則

大阪市保健所規則（平成12年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第3号中「若しくは第11条又は大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪府条例第90号）附則第7項」を「又は第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 27揭示済）

大阪市規則第29号

大阪市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市消防局事務分掌規則（昭和44年大阪市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項総務部の項中「人事課」を削り、同項企画部の項中「企画課」

を

「企画課
人事課」

に改め、同条第2項中「局」を「企画部」に改める。

第3条第8項中「部長」を「部長、担当部長」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 局に監察担当部長を置く。

第4条中「部長」を「部長、担当部長」に改める。

第5条中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、局長が定める事務を所管する。

第6条第2項中「部長に」を「部長等（部長及び担当部長をいう。以下この項において同じ。）に」に、「部長が」を「部長等が」に、「部長の」を「部長等の」に、「（課長」を「（課長、所長」に改め、同条第3項中「若しくは所長」を削り、「（副課長」を「（副課長、副所長」に改め、「、副所長が所長の」、「又は副所長」及び「又は所長」を削る。

第7条第1項中「及び課の事務分掌」を「、課及びセンターの事務分掌」に改め、同項総務部総務課の項第3号中「並びにセンター」を削り、同条第1項総務部の項中人事課の項を削り、同条第1項企画部企画課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 消防職員の服務指導に関すること

第7条第1項企画部企画課の項に次の1号を加える。

(4) 他の課及びセンターの主管に属しないこと

第7条第1項企画部の項中企画課の項の次に次のように加える。

人事課

(1) 局の人事に関すること。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

センター

(1) 消防職員の教育訓練及び研修に関すること

(2) 消防職員の人材育成に係る連絡調整に関すること

第7条第1項救急部救急課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 救急医療に係る相談に関すること

第7条中第2項を削る。

別表企画部の項中「本部監察担当課長」を「監察担当課長」に改め、同表警防部の項中警防訓練担当課長の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

大阪市規則第29号の2

大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市此花区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

別表中「事業戦略担当課長」を「総合調整担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 27揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

大阪市規則第69号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1ドルフィンの項中

「

ドルフィン第13号	阪神港大阪区第3区
ドルフィン第14号	阪神港大阪区第2区
ドルフィン第15号	同上
ドルフィン第16号	同上
ドルフィン第28号	阪神港大阪区第1区

を

「

ドルフィン第13号	阪神港大阪区第3区
-----------	-----------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第363号の2

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（平成31年大阪市条例第16号）は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 田 中 清 剛

（IR推進局推進課）

（平31. 3. 27揭示済）

大阪市告示第363号の3

平成19年大阪市告示第367号（局長等の職務を行う職員）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 田 中 清 剛

表ICT戦略室長の項中「ICT戦略室活用推進担当部長」を「ICT戦略室基盤担当部長」に改め、同表危機管理監の項中「防災計画担当部長」を「防

災業務改善担当部長」に改め、同表健康局長の項中

「

健康局理事（局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整担当）	健康局理事（市民病院機構の支援並びに医療政策に係る調査、企画及び連絡調整担当）
---------------------------------	---

」

を

「

健康局理事	健康局総務部長
-------	---------

」

に改め、同表こども青少年局長の項中「こども青少年局こどもの貧困対策推進室長」を「こども青少年局企画部長」に改める。

（人事室人事課）



大阪市告示第491号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行ったので、第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

1 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
ベルコ大阪法宴会館	北区本庄東1丁目1番50号

〔以上、平成31年2月27日指定〕

2 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場	東淀川区南江口3丁目16番6号

〔以上、平成31年2月19日指定〕

3 指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
グループホームフレンド大阪中央	中央区高津3丁目14番26号

〔以上、平成30年11月1日指定〕

（危機管理室危機管理課）


大阪市告示第492号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、次のとおり規約を定め、平成31年4月1日付けで大阪府市I R事業者選定委員会を大阪府と共同して設置したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田中清剛

大阪府市I R事業者選定委員会共同設置規約

（設置）

第1条 大阪府及び大阪市（以下「府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づく設置運営事業等（同法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等をいう。）を行おうとする民間事業者（以下「I R事業者」という。）を選定するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関を共同して設置する。

（名称）

第2条 前条の附属機関は、大阪府市I R事業者選定委員会（以下「I R事業者選定委員会」という。）という。

（執務場所）

第3条 I R事業者選定委員会の執務場所は、大阪府中央区大手前二丁目大阪府庁内とする。

（所掌事務）

第4条 I R事業者選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) I R事業者の募集及び選定に関する事項の調査審議に関すること。
- (2) I R事業者の選定に当たっての審査に関すること。

（組織）

第5条 I R事業者選定委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第6条 I R事業者選定委員会の委員は、大阪府知事（以下「知事」という。）及び大阪市長（以下「市長」という。）が協議により定める候補者について、知事が選任する。

- 2 知事は、I R事業者選定委員会の委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（委員の任期）

第7条 I R事業者選定委員会の委員の任期は、2年以内とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第8条 I R事業者選定委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 第6条の規定は、専門委員について準用する。

(委員長及び副委員長)

第9条 I R事業者選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、I R事業者選定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 I R事業者選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 I R事業者選定委員会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 I R事業者選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第11条 I R事業者選定委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果をI R事業者選定委員会に報告する。

(負担金)

第12条 I R事業者選定委員会に要する経費は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定めるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による負担金を大阪府に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期については、知事及び市長が協議して定める。

(予算)

第13条 I R事業者選定委員会に関する予算は、大阪府の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第14条 知事は、I R事業者選定委員会に関する決算を大阪府議会の認定に付したときは、当該決算を市長に報告しなければならない。

(委員及び専門委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第15条 大阪府は、I R事業者選定委員会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又

は改廃する場合は、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

- 2 前項に規定する条例、規則その他の規程を、大阪府が制定し、又は改廃したときは、市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(庶務)

第16条 IR事業者選定委員会の庶務は、IR推進局において行う。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、IR事業者選定委員会の所掌事務に関し必要な事項は、知事及び市長が協議して定める。

附 則

この規約は、府市の条例の規定によりIR事業者選定委員会が置かれる日から施行する。

(IR推進局推進課)

大阪市告示第493号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田 中 清 剛

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器一式

(電子入札対象案件)

(2) 借入の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成31年10月1日(火)から平成36年9月30日(月)まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成31年4月19日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当し

ない者であること

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001(ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成31年4月19日（金）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成31年4月19日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成31年6月10日（月）から同月11日（火）までの午前9時から午後5時まで
 - イ 開札予定日時 平成31年6月12日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間 平成31年6月12日（水）午前11時から午前11時30分まで
 - イ 開札予定日時 平成31年6月12日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成31年6月11日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成31年4月19日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 平成31年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Server hardware lease for the City of Osaka residential data mainframe lset
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 19 April 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 10 June 2019 to 5:00PM, 11 June 2019
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 12 June 2019
 - ③ by post: 5:00PM, 11 June 2019
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第494号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田中清剛

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量
市営住宅管理システム端末機器等 一式
(電子入札対象案件)
- (2) 借入の特質等 入札説明書による。

- (3) 借入期間 平成31年10月1日（火）から平成36年9月30日（月）まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成31年4月19日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること
- (7) 仕様書記載の機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001(ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成31年4月19日（金）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成31年4月19日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成31年6月10日（月）から同月11日（火）までの午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成31年6月12日（水）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成31年6月12日（水）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成31年6月12日（水）午前11時30分

ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成31年6月11日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成31年4月19日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札と

みなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 平成31年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Terminals, etc. for Municipal Housing Management System 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 19 April 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 10 June 2019 to 5:00PM, 11 June 2019
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 12 June 2019
 - ③ by post: 5:00PM, 11 June 2019
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-
chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第495号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

1 担当部局

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び数量
学校教育ICT活用事業校内LAN用ネットワークスイッチ等機器一式
(電子入札対象案件)
- (2) 借入の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成31年11月1日(金)から平成36年10月31日(木)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成31年4月19日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸:02 事務用品賃貸:02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること
- (6) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ。)
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成31年4月19日(金)まで無償により交付する(ただし、本市の休日を除く。)
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成31年4月19日(金)午後5時まで(ただし、本市の休日を除く。)

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間 平成31年6月10日（月）から同月11日（火）までの午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成31年6月12日（水）午前11時30分

ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成31年6月12日（水）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成31年6月12日（水）午前11時30分

ウ 場所 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成31年6月11日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成31年4月19日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停

止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 平成31年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Long-term lease of LAN network switch equipment in the schools for Information and Communications Technology educational projects 1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 19 April 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 10 June 2019 to 5:00PM, 11 June 2019
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 12 June 2019
 - ③ by post: 5:00PM, 11 June 2019
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)
(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第496号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達グループ）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び予定数量
学校給食用焼き物機（カート付）買入 北ブロック
内訳 焼き物機（カート付） 9台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成31年8月23日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成31年4月19日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に物品供給等用登録種目「31：業務用厨房機器」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成31年4月19日（金）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記1に同じ）において入札説明書等を公告の日から平成31年4月19日（金）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以

下「休日」という。)を除く。)、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。

(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成31年4月19日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書提出期間

平成31年6月7日(金)から平成31年6月10日(月)の午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成31年6月11日(火)午前10時

③ 場所

システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書提出期間

平成31年6月11日(火)午前9時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成31年6月11日(火)午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室(上記1に同じ。)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により担当部局(上記1に同じ)あて平成31年6月10日(月)午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金(契約金額の100分の10以上) 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約書作成の要否 要

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成31年4月19日（金）午後5時までに、担当部局（上記1に同じ）まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) この調達にWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Gas steam convection oven with cart North block
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 19 April 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 7 June 2019 to 5:00PM, 10 June 2019
 2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 11 June 2019
 3. By post: 5:00PM, 10 June 2019
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku,

Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第497号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所4階

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

電話 06-6208-8512 電子メール vg0008@city.osaka.lg.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

期日前投票システム用端末買入

(2) 調達物件の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成31年7月31日（動作確認期間を含む。）

(4) 納入場所

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課 ほか24区役所

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(3) 平成31・32年度本市入札参加資格者名簿に承認種目「26 OA機器・用品」で登録されている者であること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び交付方法

行政委員会事務局ホームページからダウンロードすること。ホームページを閲覧できない等の場合は、公示の日から平成31年4月19日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1において無償で交付する。

(2) 入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

1に同じ。

- (3) 入札参加申出書の受付期間
公示の日の翌日から平成31年4月19日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 入札執行日時
平成31年5月15日（水） 午後2時
- (2) 入札執行場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所地下1階
大阪市行政委員会事務局 委員室
ただし、契約規則第25条第2項に規定する郵便入札の場合は平成31年5月14日（火）までに必着のこと。
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金
免除（ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。）
- (2) 契約保証金
要（ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第37条第1項の規定に該当する場合は免除する）
- (3) 保証人
不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項
入札参加を希望する者は、関係書類を平成31年4月19日（金）までに提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果によっては、入札に参加することができない。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 8 入札の無効
大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。
なお、開札後落札決定までに、入札参加申出者が大阪市競争入札参加停止

措置要綱に基づく競争入札参加停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Personal computer equipment 133 sets for early voting system
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:30PM, 19 April 2019
- (3) The date and time for the submission of Bidding :
2:00PM, 15 May 2019
(by post 14 May 2019)
- (4) A contact point where Bidding documents are available:
Election Division, Secretariat to Administrative Commissions, The
4th floor, Osaka City Hall
1-3-20, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka-shi, 530-8201
TEL06-6208-8512

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

大阪市告示第498号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（平成31年大阪府告示第531号）及び東部大阪都市計画道路の変更（平成31年大阪府告示第532号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

1 送付のあった図書の写し

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更

(東部大阪都市計画都市高速鉄道223-2号大阪モノレール)

東部大阪都市計画道路の変更

(東部大阪都市計画道路9・7・223-1号大阪モノレール専用道)

2 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市都市計画局計画部都市計画課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第499号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市委副书记 田中清剛

①事業者の名称及び所在地 ②主たる事務所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①Studio127 合同会社 八尾市竹濑五丁目94番地 ②Studio127 大阪市平野区西脇三丁目7番8号 ③平成31年3月31日 ④就労継続支援B型 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいをも有するもの
⑥2715803199

①株式会社真心介護センター 大阪市平野区喜連西五丁目1番38号 ②株式会社真心介護センター 大阪市平野区喜連西六丁目2番88号 ③平成31年3月31日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいをも有するもの ⑥2715801763

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条の規定により公示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市委副书记 田中清剛

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④

サービスの種類

- ①株式会社真心介護センター ②株式会社真心介護センター 大阪市平野区喜連西六丁目2番88号 ③平成31年3月31日 ④訪問介護
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の9第1項の規定により、次の第1号事業を行う指定事業者の指定を取消したので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④サービスの種類
①株式会社真心介護センター ②株式会社真心介護センター 大阪市平野区喜連西六丁目2番88号 ③平成31年3月31日 ④介護予防型訪問サービス
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第502号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

- ①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日
①中川原 譲二 ②大阪なんばクリニック ③中央区難波5-1-60 なんばスカイオ9F ④音声・言語機能障がい ⑤平成31年3月1日
①森本 和也 ②大阪鉄道病院 ③阿倍野区松崎町1-2-22 ④ぼうこう機能障がい ⑤平成31年3月1日
①田中 基幹 ②よどやばしメディカルクリニック ③中央区北浜3-5-20 松栄ビル4F ④ぼうこう又は直腸機能障がい、じん臓機能障がい ⑤平成31年3月1日
①川崎 真佐登 ②大阪急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3-1-56 ④心臓機能障がい ⑤平成31年3月1日

- ①岸田 友紀 ②緑風会病院 ③平野区背戸口1-18-13 ④肢体不自由
⑤平成31年3月1日
 - ①青山 孝信 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2-13-22
④心臓機能障がい ⑤平成31年3月1日
 - ①越智 章展 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1-5-7
④じん臓機能障がい ⑤平成31年3月1日
 - ①田中 陽子 ②大阪病院 ③福島区福島4-2-78 ④呼吸器機能障がい
⑤平成31年3月1日
 - ①巽 恵美子 ②めぐみ耳鼻咽喉科・アレルギー科 ③西区新町4-6-23
阪急オアシス新町店2階 ④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成31年3月1日
 - ①万井 真理子 ②多根総合病院 ③西区九条南1-12-21 ④ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成31年3月1日
 - ①藤江 裕二郎 ②N T T西日本大阪病院 ③天王寺区烏ヶ辻2-6-40 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成31年3月1日
 - ①樋口 義治 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④心臓機能障がい
⑤平成31年3月1日
 - ①荒井 洋 ②ボバース記念病院 ③城東区東中浜1-6-5 ④平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成31年3月1日
 - ①佐々木 公望 ②森之宮病院 ③城東区森之宮2-1-88 ④平衡機能障がい、音声・言語機能障がい ⑤平成31年3月1日
 - ①陵城 成浩 ②行岡病院 ③北区浮田2-2-3 ④ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成31年2月12日
- (大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)



大阪市告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成31年4月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
-----	-----

自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	北区梅田1丁目2番先
-------------------	------------

(建設局総務部管理課)

大阪市告示第504号

扇町駅・天満駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成31年4月2日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田 中 清 剛

(1) 一時利用料金（自転車）

收受方法	区画	利用料金の額
人的対応	一般区画①	1日1回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円
	特定区画①	駐車後24時間まで100円、以後24時間ごとに100円
	特定区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円

備考

- この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- この表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち3に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(2) 一時利用料金（原動機付自転車駐車場）

收受方法	区画	利用料金の額
人的対応	一般区画①	1日1回200円

精算機対応	一般区画②	駐車後1時間まで無料、1時間を超え24時間まで200円、以後24時間ごとに200円
-------	-------	---

備考

- 1 この表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 この表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 この表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局企画部方面調整課)

大阪市告示第505号

次のとおり落札者等について公示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田中清剛

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、調達方法 ②契約方式 ③落札決定日 ④落札者 ⑤落札金額
⑥入札公告日又は公示日

◎会計室会計企画担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①平成31年度P P C用紙 買入上半期（単価契約）第1ブロック ②一般
③31. 3. 4 ④株式会社大塚商会LA関西営業部 大阪市福島区福島6丁目14番1号 ⑤A 4 1,600円 A 3 1,920円 B 4 2,320円 ⑥30. 12. 28

- ①平成31年度P P C用紙 買入上半期（単価契約）第2ブロック ②一般 ③
31. 3. 4 ④株式会社紙義商会 大阪市中央区上町1丁目25番4号 ⑤A 4
1,620円 A 3 1,944円 B 4 2,430円 ⑥30. 12. 28

- ①平成31年度P P C用紙 買入上半期（単価契約）第4ブロック ②一般
③31. 3. 4 ④株式会社大塚商会LA関西営業部 大阪市福島区福島6丁目14番1号 ⑤A 4 1,600円 A 3 1,920円 B 4 2,320円 ⑥30. 12. 28

(会計室会計企画担当)

大阪市告示第506号

次のとおり落札者等について公示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階）

①大阪市教育情報ネットワーク及びシステム再構築等に係る開発支援等業務委託 ②総合評価 ③31. 3. 15 ④ITbook（株） 東京都港区虎ノ門3丁目1番1号 ⑤388,800,000円 ⑥30. 12. 7

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市告示第507号

大阪市立北区民センターについては、平成31年4月7日（日）執行の統一地方選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

（北区役所地域課）

大阪市告示第508号

大阪市立大正区民ホールについては、平成31年4月7日（日）執行の統一地方選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を変更することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者
大阪市副市長 田 中 清 剛
(大正区役所地域課)

大阪市告示第509号

大阪市立旭区民センターは、平成31年4月7日（日）執行の大阪市議会議員一般選挙、大阪府議会議員一般選挙、大阪市長選挙及び大阪府知事選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者
大阪市副市長 田 中 清 剛
(旭区役所市民協働課)

大阪市告示第510号

大阪市立城東区民センターについては、平成31年4月7日（日）執行の第19回統一地方選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者
大阪市副市長 田 中 清 剛
(城東区役所市民協働課)

大阪市告示第511号

大阪市立鶴見区民センターについては、平成31年4月7日（日）執行の統一地方選挙の開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、選挙の開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に

基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田中清剛

(鶴見区役所市民協働課)

大阪市告示第512号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、大阪市立生野区民センターの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田中清剛

1 委託先 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

理事長 宮川 晴美

2 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(生野区役所地域まちづくり課)

大阪市告示第513号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、大阪市立平野区民センター・大阪市立平野区民ホールの使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田中清剛

1 委託先 (一財) 大阪市コミュニティ協会

理事長 宮川 晴美

2 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(平野区役所安心安全まちづくり課)

大阪市(消)告示第14号

大阪市火災予防条例(昭和37年大阪市条例第14号)第55条の4第1項の規定に基づき、次のとおり指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月5日

大阪市消防長 城 戸 秀 行

指定催しの名称	開 催 期 間	開 催 場 所
大阪造幣局 桜の通り抜け	平成31年4月9日（火）から 同月15日（月）まで	大阪市北区天満1丁目 毛馬桜之宮公園内
第48回 中之島まつり	平成31年5月3日（金）から 同月5日（日）まで	大阪市北区中之島1丁目 中之島公園一帯

(消防局予防部予防課)

大阪市水道局告示第18号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成31年4月5日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

金融機関名	店舗名	所 在 地		変更年月日
近畿産業信用組合	事務部	変更前	大阪市東成区神路1丁目7番5号	平成31年 5月13日
		変更後	大阪市中央区淡路町2丁目1番3号	
近畿産業信用組合	本店営業部	変更前	大阪市天王寺区筆ヶ崎町2番8号	平成31年 5月20日
		変更後	大阪市中央区淡路町2丁目1番3号	

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第19号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成31年4月5日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

- 1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

平成31年度 庁内情報ネットワーク端末機器等一式 長期借入
(電子入札対象案件)

(2) 借入の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成31年11月1日(金)から平成36年10月31日(木)まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成31年4月19日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成31・32・33年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸:02 事務用品賃貸:02 情報処理用機器(158)」で登録していること

(5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業者の者であること

(6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること

(7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

(8) 仕様書記載の設定、インストール作業ができることを示した書類の提出ができること

(9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

(10) JIS Q15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001(ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 告示の日から平成31年4月19日（金）まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 告示の日から平成31年4月19日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒559 - 8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル ITM棟9階
大阪市水道局総務部管財課
電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成31年6月17日（月）から同月18日（火）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成31年6月19日（水）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成31年6月19日（水）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成31年6月19日（水）午前11時30分
- ウ 場所 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成31年6月18日（火）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成31年4月19日(金)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規程第30条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 平成31年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Long-term lease of personal computers and printers for Osaka Municipal Waterworks Bureau information network 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 19 April 2019
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 17 June 2019 to 5:00PM, 18 June 2019
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 19 June 2019

③ by post: 5:00PM, 18 June 2019

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi 1-
chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(水道局総務部管財課)

大阪市選挙管理委員会告示第6号

平成31年4月7日執行の大阪市長選挙に関し、次のとおり告示する。

平成31年3月24日

大阪市選挙管理委員会

委員長 松原 昌平

1 選挙長及び選挙長職務代理者

選挙長

住所 大阪府中央区大手前1丁目4番2-1004号

氏名 松原 昌平

選挙長職務代理者

住所 大阪府生野区小路東4丁目1番2号

氏名 河本 正弘

2 選挙会の場所及び日時

場所 大阪府北区中之島1丁目3番20号 大阪府役所内

地下1階 行政委員会事務局委員室

日時 平成31年4月8日 午前10時

3 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる日

平成31年3月24日

4 選挙公報に掲載する掲載文の申請

申請期日 平成31年3月24日

午前8時30分から午後5時まで

申請受理場所 午前10時まで 大阪府北区中之島1丁目3番20号 大阪府
役所内

地下1階 第11共通会議室

午前10時以降 大阪府北区中之島1丁目3番20号 大阪府
役所内

4階 行政委員会事務局委員会議室

5 選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

場所 大阪府北区中之島1丁目3番20号 大阪府役所内

地下1階 行政委員会事務局委員室

日時 平成31年3月24日 午後5時30分から

6 選挙運動に関する支出金額の制限額

30,075,500円

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平31.3.24 揭示済)



大阪市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による平成31年3月23日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月24日

大阪市選挙管理委員会

委員長 松原昌平

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数	44,502
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	378,134
6分の1の数	370,845

- 2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の3分の1の数

北区	36,027	天王寺区
都島区	29,084	浪速区
福島区	20,898	西淀川区
此花区	18,562	淀川区
中央区	27,039	東淀川区

西区	27,055	東成区
港区	22,612	生野区
大正区	18,493	旭区

(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平31. 3. 24 掲示済)

大阪市長選挙選挙長告示第1号

平成31年4月7日執行の大阪市長選挙に関し、次のとおり告示する。
平成31年3月24日

大阪市長選挙
選挙長 松原昌平

1 選挙長の事務を行う場所

- (1) 平成31年3月24日 午前10時まで
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内
地下1階 第11共通会議室
- (2) 平成31年3月24日 午前10時以降
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内
4階 行政委員会事務局委員会議室

2 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

- (1) 場所 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内
地下1階 行政委員会事務局委員室
- (2) 日時 平成31年4月4日 午後5時30分から
(行政委員会事務局選挙部選挙課)
(平31. 3. 24 掲示済)

大阪市長選挙選挙長告示第2号

平成31年4月7日執行の大阪市長選挙における候補者として、3月24日に
次のとおり届出があった。
平成31年3月24日

大阪市長選挙
選挙長 松原昌平

届出受理番号	届出の別	ふりがな候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	党 派	職 業
					一のウェブサイト等のアドレス		

1	本人	やなぎもと 柳 本 あきら	大阪府	大阪府大阪 市西成区山 王一丁目12 番4号	昭和49年1月29日	無所属	会社社長
					http://www.yanagimotoakira.com		
2	本人	まつい いちろう 松井 一郎	大阪府	大阪府八尾 市龍華町1 丁目4番2 -1806号	昭和39年1月31日	大阪維新の会	政党役員
					http://www.gogo-ichiro.com/		

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平31. 3. 24 掲示済)

公 告

大阪市公告第38号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成31年4月5日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか2自転車保管所古自転車等-2	3山
②	南港ほか3自転車保管所古自転車等-2	4山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	平成31年 5月8日	午前10時から 午後5時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田2丁目 5番16号
			大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1 番32号
			長吉北自転車保管所	平野区长吉出戸8 丁目3番先
②	平成31年 5月8日	午前10時から 午後5時まで	南港自転車保管所	住之江区南港東5 丁目3番41号
			神崎川第2自転車保管所	淀川区東三国3丁 目12番先
			南港東自転車保管所	住之江区南港東2 丁目3番先
			北港自転車保管所	此花区北港2丁目 1番先

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局企画部方面調整課自転車対策担当 電話 06-6615-6684
FAX 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。

ただし、平成31年5月7日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を

受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成31年5月7日午後5時30分までの本市の
休日を除く午前9時から午後5時30分まで
(午後0時15分から午後1時00分までを除く。)

- (2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

- (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して
入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4で交付した物品売払入札参加承認証及び古物商許可証を
確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者
以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、19(2)
にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上
記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに納
付すること。

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

平成31年5月10日

12 物品引取期限

平成31年5月23日

13 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記1に同じ。）

14 入札執行日時

平成31年5月9日 午前10時

15 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を
含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した
上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者
以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記

載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

16 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

20 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基

づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

達

達第2号

大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田中清剛

第2条第2号中「及び健康局保健医療企画室長」を「、健康局保健医療企画室長及び都市整備局公共建築室長」に改める。

第3条中第8項を第10項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 9 第1項各号に掲げる事項で建設局臨海地域事業推進本部長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、建設局臨海地域事業推進本部長が専決することができる。

第3条中第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第1項各号に掲げる事項でこども青少年局こども相談センター所長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、こども青少年局こども相談センター所長が専決することができる。

第25条第1項中「環境局エネルギー政策室長」を「こども青少年局こども相談センター所長、環境局エネルギー政策室長、建設局臨海地域事業推進本部長」に改め、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 掲示済)

達第3号

北区役所課長等専決規程等の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 田中清剛

(北区役所課長等専決規程の一部改正)

第1条 北区役所課長等専決規程（平成24年達第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- ⑥ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(福島区役所課長等専決規程の一部改正)

第2条 福島区役所課長等専決規程（平成24年達第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

- ② 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(中央区役所課長等専決規程の一部改正)

第3条 中央区役所課長等専決規程（平成24年達第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(西区役所課長等専決規程の一部改正)

第4条 西区役所課長等専決規程（平成24年達第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

- ② 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(港区役所課長等専決規程の一部改正)

第5条 港区役所課長等専決規程（平成24年達第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

- ② 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(天王寺区役所課長等専決規程の一部改正)

第6条 天王寺区役所課長等専決規程（平成24年達第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中第25号を第26号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

- ② 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基

づく事務に関すること

(浪速区役所課長等専決規程の一部改正)

第7条 浪速区役所課長等専決規程（平成24年達第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(淀川区役所課長等専決規程の一部改正)

第8条 淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(鶴見区役所課長等専決規程の一部改正)

第9条 鶴見区役所課長等専決規程（平成24年達第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(東住吉区役所課長等専決規程の一部改正)

第10条 東住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

(西成区役所課長等専決規程の一部改正)

第11条 西成区役所課長等専決規程（平成24年達第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 掲示済)

達第4号

都島区役所課長等専決規程（平成24年達第23号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田中清剛

第5条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(2) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関する事

第6条第1項に次の3号を加える。

(13) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する事

(14) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事

(15) 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条第4項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 揭示済)

達第5号

此花区役所課長等専決規程（平成24年達第25号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 田中清剛

第3条第2項中「事業戦略担当課長」を「総合調整担当課長」に改める。

第5条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(2) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関する事

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 揭示済)

達第6号

大正区役所課長等専決規程（平成24年達第29号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 田中清剛

第3条の見出しを「(総務課長専決事項)」に改め、同条中第2項を削る。

第4条を次のように改める。

(政策推進課長等専決事項)

第4条 政策推進課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易又は定例の広報に関する事

2 地域担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 区役所附設会館の使用許可及び使用料の徴収に関する事。ただし、使用料の減免の決定を除く。

(2) 水難物件の保管及び引渡しに関する事

第5条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく事務に関する事

第6条第1項に次の3号を加える。

(15) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する事

(16) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事

(17) 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条第3項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 揭示済)

達第7号

西淀川区役所課長等専決規程(平成24年達第32号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 田中清剛

第3条の見出しを「(総務課長等専決事項)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 企画担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 庁舎内及び庁舎前の掲示の決定に関する事

(2) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関すること

(3) 軽易又は定例の広報に関すること

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(2) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第12条第2項中「第9条」を「第8条」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する

(平31. 3. 24 揭示済)

達第8号

東淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第34号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

第12条を第13条とする。

第11条第2項中「第8条」を「第9条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第6条とする。

第4条第1項第1号中「第7条」を「第8条」とし、同条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(地域課長専決事項)

第4条 地域課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 統計調査に関すること

(2) 区役所附設会館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。ただし、使用料の減免の決定を除く。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 揭示済)

達第9号

東成区役所課長等専決規程（平成24年達第35号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

第5条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(2) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関する事

第6条中第1項に次の3号を加える。

(12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する事

(13) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事

(14) 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条第3項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 揭示済)

達第10号

生野区役所課長等専決規程（平成24年達第36号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

第4条第2項中「地域活性化担当課長」を「安心まちづくり担当課長」に改める。

第5条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関

すること

第6条第1項第12号ア中「第2条第2項の事務」を「第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の実施並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関するものを除く。）」に改め、同号中カを削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地域福祉推進担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前項第12号アに掲げる事務を除く。）に関する事
- (2) 大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第3条の事務に関する事

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 24 掲示済）

達第11号

旭区役所課長等専決規程（平成24年達第37号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 田中清剛

第3条の見出しを「（企画総務課長等専決事項）」に改め、同条第1項中「総務課長」を「企画総務課長」に改め、第15号を削る。

第4条の見出しを「（市民協働課長等専決事項）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 防災安全担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 水難物件の保管及び引渡しに関する事

第5条の見出しを「（窓口サービス課長専決事項）」に改め、同条中第1項に次の9号を加える。

- (15) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪及び異動に関する事（第5号の場合における国民健康保険被保険者証の回収に関するものを除く。）
- (16) 国民健康保険の保険給付に関する事。ただし、給付の制限に関するものを除く。
- (17) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、過料の賦課、別に定める減免の決定、10,000円以上の不能欠損処分並びに被保険者一部負担金の減免及び徴収猶予の決定を除く。
- (18) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事

- (19) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金の徴収に関すること。ただし、不能欠損処分を除く。
- (20) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく事務に関すること
- (21) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事務に関すること
- (22) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること
- (23) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療に係る医療費の支給に関すること
- 第5条中第2項を削る。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 24 揭示済）

達第12号

城東区役所課長等専決規程（平成24年達第38号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

第4条第2項第1号中「第6条第2項第4号」を「第6条第2項第5号」に改める。

第5条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

第6条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 老人医療費、ひとり親家庭医療費その他医療費の助成に関すること

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 24 揭示済）

達第13号

阿倍野区役所課長等専決規程（平成24年達第40号）の一部を次のように改正

する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 田 中 清 剛

第3条の見出しを「(総務課長等専決事項)」に改め、同条中第15号を削り、同条に次の1項を加える。

2 区政企画担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関する事
- (2) 軽易又は定例の広報に関する事

第4条を次のように改める。

(市民協働課長等専決事項)

第4条 市民協働課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 水難物件の保管及び引渡しに関する事
- (2) 区役所附設会館の使用料の徴収に関する事。ただし、使用料の減免の決定を除く。

2 教育支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易又は定例の社会教育事務に関する事

第5条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく事務に関する事

第6条第1項に次の3号を加える。

- (11) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関する事
- (12) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事
- (13) 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第6条第3項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 掲示済)

達第14号

住之江区役所課長等専決規程(平成24年達第41号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

第3条第1項中第11号を削り、同条に次の1項を加える。

3 事業推進担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易又は定例の広報に関すること

第5条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

㉒ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

第6条の見出しを「（保健福祉課長等専決事項）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第10号ア中「第2条第2項の」を「第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関することを除く。）及び同規則第2条第2項第3号に掲げる」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 子育て・地域福祉担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による手当（特別児童扶養手当を除く。）の支給及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条の事務に関すること

(2) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前項第9号アに掲げる事務を除く。）に関すること

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

（平31. 3. 24 揭示済）

達第15号

住吉区役所課長等専決規程（平成24年達第42号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中清剛

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関すること

第9条第1項に次の3号を加える。

(14) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第

7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること

(15) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること

(16) 生活困窮者自立支援法第18条第1項の規定による徴収金の賦課徴収に関すること。ただし、10,000円以上の不納欠損処分を除く。

第10条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 掲示済)

達第16号

平野区役所課長等専決規程（平成24年達第44号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田 中 清 剛

第5条の見出しを「（安全安心まちづくり課長等専決事項）」に改め、同条中「まちづくり協働課長」を「安全安心まちづくり課長」に改め、第2号及び第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 まちづくり推進担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 区役所附設会館の使用料の徴収、減免及び還付に関すること
- (2) 軽易又は定例の社会教育事務に関すること

第6条の見出しを「（住民情報課長専決事項）」に改め、同条第1項中「窓口サービス課長」を「住民情報課長」に改め、同条中第2項を削る。

第14条を第15条とする。

第13条第2項中「第10条」を「第11条」に、「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条の見出しを「（生活支援課長専決事項）」に改め、同条中第2項を削り、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1項を加える。

（保険年金課長専決事項）

第7条 保険年金課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪及び異動に関すること（前条第5号の場合における国民健康保険被保険者証の回収に関するものを除く。）
- (2) 国民健康保険の保険給付に関すること。ただし、給付の制限に関するものを除く。

- (3) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の賦課徴収に関する事。ただし、過料の賦課、別に定める減免の決定、10,000円以上の不納欠損処分並びに被保険者一部負担金の減免及び徴収猶予の決定を除く。
- (4) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の徴収の嘱託及び受託に関する事
- (5) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金の徴収に関する事。ただし、不納欠損処分を除く。
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく事務に関する事
- (7) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事務に関する事
- (8) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく事務に関する事
- (9) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療に係る医療費の支給に関する事

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

(平31. 3. 24 揭示済)